

文政→天保期秋田藩桑植立における技術伝播に関する資料(4)

——米沢植本文書を中心に——

田 口 勝 一 郎
高 橋 秀 夫

(一九八八年一月三十一日受理)

三 秋田藩における養蚕業の展開について

幕藩体制社会のなかにおける商品生産の展開は、一七世紀中期から一九世紀中期の約二百年間の鎖国により国際交易に大きな制約をうけてはいたものの、さまざまな形で展開をとげていった。そのなかにあつて養蚕業はその占める割合も大きく、明治維新後の日本社会にあつてもそれは同様であり、そうした事情もあつてこれまでにかなり重厚な研究史の蓄積がみられることは周知の通りである。

これまで連載(1)→(3)でみてきた秋田藩の領域におけるこの分野の研究も、幕藩体制社会の解体と、明治維新を展望する問題意識に支えられて、主に経済分析の立場からする比較的豊富な研究がある。

それによると、秋田藩における養蚕業の展開が本格化していったのは、一八世紀後半、明和九年(一七七二)、久保田商人見上三左衛門による紅花座の創設による諸産物取立てにみられる。これは紅花だけでなく、絹類なども含んでおり、是等の品々をこれまで城下久保田で買付ける問屋が存在しなかつたことは不便であるからという理由から設立されたものであつた。

したがってこれからみるかぎりでは、この時期、その産額量などは不明であるが、領内においてある程度の産出増加といった傾向がみられたことが想定される。

安永三年(一七七四)、福島の人絹屋勘十郎による領内村々への養蚕方設置、それともなう伊達蚕種紙の導入と技術指導。

安永九年(一七八〇)、伊達郡から秋田の河辺郡和田町へ移住して養蚕技術の指導にあつた石川滝右衛門。

そしてその間の経緯についてはあきらかでないが、天明三年(一七八三)、前記勘十郎と藩との間になにか問題があり、追放処置がなされている。

これには後から来住した石川滝右衛門との間に対立などがあつたのではないかとも推察されるが、はっきりしない。

これまでのところ、勘十郎が天明三年までに秋田藩内でのような働きをしたのか。そしてその成果はいかなるものであつたかのなどはあきらかではなく、今後なお追求しなければならぬ。

そして寛政四年(一七九二)の藩による産物方役所の新設と、その支配人に石川滝右衛門が登用され、文化・文政期に一層顕著な展開をとげていったというのがこれまでの通説である。

しかし管見のかぎりでも、次に示すような興味ある資料もある。

御領内養蚕之開けし始りは享保之頃厚木佐助(北浦御代官)勤中、仙北郡上下松木内村并諸村屋敷内へ桑を植させし故、段々家業となり、明和之始には松木内より真綿木少打出し而小役銀納之代になり候(中略)

石川滝右衛門なる者、天明の頃伊達より来り、川辺郡石川村二住、養蚕并絹織を織、諸方へも教導致候二付段々仙北三郡大に開け、滝右衛門御当国へ下り候後、養蚕之仕方、絹之織方も格段に開候事(中略)

御領内絹を開し元祖と唱しも無余儀事に候(以下略)(傍点引用者)

(「雑録」四号、秋田市将軍野 蓮沼家文書)

これは文政八年（一八二五）春に蓮沼仲が記したものの一節である。

これによれば、一八世紀前期、享保期に、その技術の導入との関連で不明な点が残されているが、藩の在地を支配管理する役人、代官によって仙北郡の山間部において上からの奨励がおこなわれている事実注目したい。

そして一八世紀後半よりの石川滝右衛門による教導にふれ、これを書いた文政八年の時点で、「御領内絹を開し元祖と唱しも無余儀事に候」との認識を示している点に注目したい。

この一八世紀前期の養蚕業奨励第が、その後どう展開していったのか。そして、明和と安永期以降の展開とどう関連していったのか、それとも中途で挫折して直接的なつながりはなかったものなのかは今後検討の余地を残している。

またこの問題に関連して云えば、一七世紀後半から一八世紀前半にかけて、元禄から享保期は、東廻り、西廻り海運の完成や、陸上交通路の整備もあつて、全国的な商品流通の促進や、情報の伝播が格段と増加し、畿内の先進技術が全国各地に伝播移植されていった時期でもあり、この前後から全国各地の特産物生産が形成発展をとげていった。

秋田藩でも、現在知られているかぎりでも、一七世紀後半、藩政策にそうした動きがみられ、宝永年間（一七〇四―一七二〇）に越後からやってきた庄九郎による塗物、のちに能代春慶塗として著名なその起源はこの時期であった。隣藩津軽の場合を見ても、元禄三年（一八九〇）に藩の手による織座取立て。同十三年（一七〇〇）養蚕の開始。また貞享四年（一六六七）、上方から種子、技術の導入による萐や紅花の試植などがみられる。

これ等は秋田藩同様に、この時期すぐに成功し、急速な普及をとげていったとはみられないが、なぜこの段階では定着しなかつたのかといった面からの考察も必要であろう。

一九世紀前半の文化十一年（一八一四）、秋田藩では絹方役所を設置し、翌十二年には久保田の商人和泉屋利助に領内六郡すべての絹採取廻問屋様を認可し、その掌握をはかる政策を打出していった。

文政期に入り、三年（一八二〇）には雄勝郡川連村の関喜内が領内での種紙生産の推進をはかり、そして伊達産種紙の流入を抑止する献言を藩に提出したが、すぐには受け入れられず、六回にも及んだという。その結果同九年には藩もそれを受けて関等に川尻村に養蚕座を設立して国産種紙の生産拡大と、

桑植立の推進をはかった。

またこの年、領内で生産した種紙三〇〇枚をはじめて関東に販売しようとしたが、関東の種屋商人仲間に反対され、関東市場開拓の計画は失敗に終わったが、この事実は反面では領内における養蚕業がかなり活潑な展開をみせてきていることを物語っている。

翌文政一〇年（一八二五）、藩は伊達商人持参の種紙は養蚕方役所の役人、又は郡方御用掛役立会の上吟味し、上種のみ養蚕方の検印をした上で持込むことを認め、中、下分はすべて封印して境口で商人に引渡すこととした。

さらに文政一三年（一八三〇）からは、ここ数年來領内の産種が急増し、領内の需要を満たすことが可能になったとして、他領からの入種を一円禁止することにしている。

この文政期、先にあげた蓮沼文書では「文政の始ふ仙北三郡と御城下にて一万両代之系と聞ゆ」と、また「下三郡は当時漸三百両に不可過、近年中に格段之産物と致度事に候」とこの期の様子を記している。

天保二年（一八一三）の段階では、文政九年（一八二六）から天保二年までの六年間で、養蚕座の借財は一万一千両余に達しており、その意図とは逆に最初から巨額な赤字を出していた。

そこで翌三年には藩はこの借財にたいしてそれまでもいろいろ手をうってはきていたものの、あらためて改革の案を呈示した。

これによれば、今後赤字解消の見通しがつかなければ養蚕座を廃止するということであり、これにたいして、積極的に推進してきた藩の勘定奉行金易右衛門等は強く反対したが、藩はそれを押えて領内外の商人に出資させて一〇ヶ年の請負いとすることとしたが、直後の天保四年の天明のをしのご大凶作に見舞われて中止。翌五年春の北浦に発生した百姓一揆による金易右衛門の退役などもあり、天保六年（一八三五）、藩は文政十三年から実施していた種紙輸入禁止令を解除するにいたった。

これ以後、藩は幕末にいたるまで、養蚕業については文化・文政期にみられたような積極的な政策は打出してはおらない。

しかし、それは藩がそれまでの経緯からして直接乗り出すことをしなかつたということであり、久保田町の特権商人達を通しての巧妙なやり方への転換であった。

こうした点については稿をあらためて別の機会にのべることにしたい。

四 植木四郎兵衛について

以上みてきたような秋田藩における養蚕業の動きのなかにあって、これまでの研究においては植木四郎兵衛はどうした訳かほとんど取上げられてはいなかった。

しかし一九世紀前半、彼は秋田藩から依頼されて、「桑苗取立指南役」、「羽州米沢桑畑棟梁」として広く何回も秋田領内を巡回して歩き、桑苗木取立の指導したことは明白な事実であり、たまたま秋田の地ではもはや彼の事蹟に関する資料が大半亡失していたとしたら、関係資料を呈示することによって、彼の果たした役割などもきちんとさせるべきだと判断して本稿の(1)～(3)において彼の関係資料を示すことにしたのである。

植木四郎兵衛は定利とも称し、米沢領置賜郡山口村の人で、「植木家系図」によれば天明六年(一七八六)に生れ、明治八年(一八七五)八月五日没とある。そもそも植木という姓が植樹と深いかわりを持つということを想起させるのであるが、現存する植木家所蔵の資料からは系図類も含めて、いつそうした姓を名乗るようになったかなどについて確かなことは残念ながらあきらかではない。

同家資料には、明治年代の自家の帳簿類はかなり存在するものの、文政期以前の文書はなく、江戸時代における山口村での地位や、同家の商業や農業経営の推移などは不明である。

僅かに天保・弘化期の「苗木帳」により、桑、漆、杉、松、桧、檜などかなり多種の苗木類の売買をおこなっていたことが判明する。明治期になると、それとともに山村経営に着手したり、旅館屋や郵便局をやったりと、かなり手広く各種の事業に手を付けていったようである。

これまで、植木四郎兵衛の人物史研究では、山形県西置賜郡白鷹町の金田章氏の論文「秋田藩桑苗木取育指南役 植木四郎兵衛定利」(柳田国男を讀む会「雪国の春」第十二号(三四～四一頁)、一九八五年二月発行)が管見のかぎりでは唯一のものである。

米沢藩の産業振興政策、とりわけそのなかでも養蚕業と植木家とのかわりあいなどはなお今度追求することを在地の研究者に期待したい。

秋田藩と植木氏の結びつきをうかがえるものに、同家に伝わる塗物碗に入れた箱の裏書がある。それは明治一〇年に書き記されたもののようであるが、それによれば、佐竹公より上杉公に養蚕、桑苗木育成指導の依頼が文政一〇

年にあり、植木氏が指名されて秋田に赴いた旨記されている。

そして任務を終え米沢に戻るさいに藩より能代塗の碗一箱を下賜されたとある。

秋田藩と米沢の養蚕業がいつ頃から関係をもち、そして展開していったかについては双方の資料でもいまのところはつきりしないが、文政五年、米沢領内で桑苗木が不足して取調べたところ、秋田から三万本望まれて送ったので不足したとあり(『山形県史 近世史料I』七三三頁)、この事からみると、それ以前から既に秋田との交渉や、買付けがあったものとみられる。

これ等の点に若干の問題を残しているもの植木四郎兵衛が最初に秋田に赴いたのは文政一一年とみられ、それは個人の資格においてではなく、藩から正式に依頼をうけた者としての資格であった。

連載(1)の資料(1)の「文政十一年六月十五日 廻在日記」は、これが秋田での最初の廻在のものかどうかはあきらかではないが、その月日からみて、初期のものとみえてよいであろう。

そして天保二年にかけて四ヶ年の間、秋田に毎年やってきて巡回指導にあたったとみられるが、現存の資料では文政一二年分がないので、あるいはこの年は何等かの事情で来なかつたのかもしれない。これに関連してだが四郎兵衛の秋田派遣の留守中の同家の経営や労働力のことなどをどう処理したかはあきらかではなく、またこの期間の秋田藩の謝礼なども不明である。

五 資料にみる秋田での行動

二の資料でかかげたものは、一切途中での省略などなく全文を示したものであるが、それが植木家に現在伝わる秋田関係の日記類のすべてである。

これで見ると、植木四郎兵衛は、文政十一、十三、天保二年の三回秋田に赴いたことになる。

現存の日記は、これがそのすべてかどうかを確認することはむずかしいが、全八冊は「秋田下り日記」二冊、「廻在日記」五冊、「勳中日記」一冊となっている。

今後この間の事情の空白を埋めるとしたら、秋田領内をかなり手広く歩いているのだから、那方関係など、彼と交渉のあった武家文書とともに、村方関係のこの時期の記録から掘り出すこともある程度可能だろう。

これまでも筆者は秋田の農村文書のなから植木氏巡回時のものを書留めたものを若干見出している。

今その一例として現山本郡琴丘町鹿渡の児玉文書のものを示しておく。これは年代が記されていないが、文末に「右八米内沢御領山口村植木四郎兵衛よりの聞書」と明記されている。

(表紙)

素苗牛馬之ころ

大依は素苗より名取の目よき
もあるし又より其れを今將
所きせしつゝおきて久るし
くういけさうかして一々年
夜智るし一も亦人思ふま
り所も目取さつと揃るしよ
さうゆひ身もなま久るし
秋場さても所も目取いん色
てす月よう地てよし一も又
若苗よりお拾なまらまら
おへ揃ふ体ておるし
たの牛馬内沢御領山口村
植木四郎兵衛よりの聞書

以上植木四郎兵衛の資料からうかがえる主な問題点として次のようなことがあげられよう。

(1) 研究史の上で殆んど取上げられてこなかった彼の秋田の地での行動が、数年分直接彼の日記によってかなりはっきり判明すること。

(2) 彼の接触した久保田町はじめ各地の役人や、各地の養蚕屋などの様子うかがえること。とくに金易右衛門との関係、また在地では渡部斧松や関喜内との接触なども興味のあるところである。また巡回指導した各村々の様子もうかがえる。

(3) 藩政策の一端が示されていること。文政一三年閏三月七日の条では、金より桑苗木百万本、当秋米沢より取寄せの指示など、この時期の重要な政策の打出しと、植木氏のかかわりが判明する点は注目される。

(4) 藩の養蚕業とかかわりをもった領内外の商人と植木氏の交渉等もかなり判明する。

(5) 秋田ばかりではなく矢島からの指導要請もあり、秋田からの帰途矢島を訪れていること。この点を念頭において、今後矢島関係の資料を探索していく必要があること。

(6) 「日記」であるから、その見方によつてさまざまな内容が汲み出せるのであるが、領内の巡回の際見聞した鉾山関係や、各町村の祭りの記事は、それなりに興味深い内容があることも見逃せない。

(7) 文政一三年五月二十九日の条に、久保田町でおこつた有名な吉成兵太夫、根本清兵衛一件の現場に彼がたまたま遭遇し、その見聞を書留めていることである。これは活字化されたものでは『秋田市史』中巻九三―九七頁などにあるが、彼のは本来が桑苗木取立をめぐる記載がその目的であつたのだが、こうした記事の後世の我々が目にふれることができるのも、資料としての日記が持つ面白さの一面といえるだろう。

(あとがき)

末筆ながら、本稿作成で直接使用した資料類はいずれも民間の個人の所蔵になるものばかりである。公的機関による日本の歴史関係資料の蒐集や保存がなおきわめて不十分な現段階にあつては、心よくその閲覧や、便宜を取計らうてくださつた方々にあらためて厚く感謝の意を表したい。